

○群馬県警察の監察に関する訓令

令和2年3月2日
本部訓令甲第1号

群馬県警察の監察に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の監察に関する訓令

群馬県警察の監察に関する訓令(平成12年群馬県警察本部訓令甲第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振肅に資するため、群馬県警察の行う監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指名職員)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に監察を行わせることができる。

2 指名職員は、職務遂行上必要と認められる場合は、監察対象部署(監察の対象とする部署をいう。以下同じ。)の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(監察の種類)

第3条 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

(監察の結果に基づく措置)

第4条 本部長は、監察の結果に基づき、業務の改善等必要な事項を監察対象部署の長に指示するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。